

4 月号

No.157



3月3日 脊形保育所ひなまつり

人口と世帯

		前月比
世 帯 数	1,439	(△ 1)
人 口	5,661	(- 4)
男	2,839	(- 6)
女	2,822	(△ 2)
昭和59年 2月末日現在 (住民基本台帳登録人口)		

おもな内容

- 2 ……春の交通安全運動
- 3 ……国民年金だより
- 4 ……建築物の確認申請について
- 5 ……工事中の注意事項
- 6 ……あなたと保健室
- 7 ……りしりの博物誌(古)
- 8 ……国民宿舎大浴場休業のお知らせ
- 10~11 ……保健だより
- 12 ……戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録4月1日現在928日

春の交通安全運動

(事故のない明るい町を!)

◎実施期間

昭和59年4月6日から

昭和59年4月15日まで

◎重点目標

- ①新入学児の交通事故防止
- ②歩行者、自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止
- ③二輪車等の安全利用、特に交差点での安全確認の励行とヘルメット着用の徹底
- ④安全運転の励行とシートベルト着用の推進

子供の交通事故防止は、子供の特性を理解し、次のことを身につけましょう。

◎車道の横断は“止まる・見る・待つ”を習慣づける。

◎道路に急にとび出さないよう、繰りかえし言い聞かせる。

◎雨の日の服装や雨具は、黄色などの目立ちやすいものを。危ないとと思ったら、よその子でも必ず声をかけ注意する。

- 子供の交通事故防止は、子供の特性を理解し、次のことを身につけましょう。
- ①新入学児の交通事故防止
- ②歩行者、自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止
- ③二輪車等の安全利用、特に交差点での安全確認の励行とヘルメット着用の徹底
- ④安全運転の励行とシートベルト着用の推進

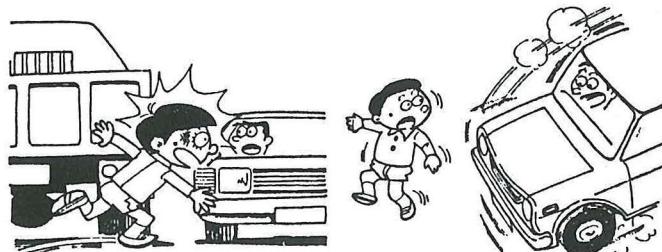
二、交差点で安全確認を!

ミニバイク安全運動 三つのポイント

- 三、ミニバイクの制限速度は三十キロです。



飛び出しと道路の横断に特に注意を



駐在所だより

昭和59年度

免許更新時講習会のお知らせ

昭和59年度利尻町において実施する免許更新時講習会の四月～九月までの日程が次のとおり決まりました。

この免許更新時講習は、免許を更新する際、必ず必要なことで、これを受けていない方は免許證を受け取ることが出来ない場合があります。又、この免許更新時講習は一回受けますと一年間有効となりますので該当される方は、早目に受講されますようお知らせします。

尚、開催日については、その都度、広報りしり等で案内します。

○開催日及び場所

五月二十二日利尻町保健福祉館

八月二十一日仙法志公民館

八月二十二日利尻町保健福祉館

○利尻町地区

四月二十五日駒泊開発センター

七月二十五日駒泊開発センター

交通事故死0目標 1,000日

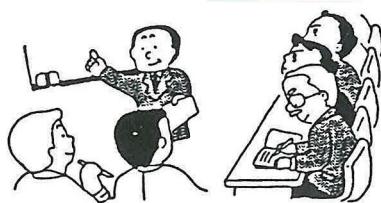
達成日 昭和59年6月12日

- スピードダウンで安全運転を
- シートベルトは必ず着用しましょう

利尻町交通安全推進協議会



巡回職業相談のお知らせ



仙法志地区

◎日 時

- 4月23日 午後1時～5時
- 4月24日 午前9時～正午

◎場 所

利尻町仙法志公民館

沓形地区

◎日 時

- 4月24日 午後1時～5時
- 4月25日 午前9時～正午

◎場 所

利尻町保健福祉館

東利尻町

- 雇用保険の資格決定及び職業相談紹介を次とおり行いますので該当者は必ず受けて下さい。
- 資格決定を行う者は離職票及び印鑑を忘れず持参して下さい。

◎鬼脇地区

- 4月16日午後1時～5時
- 4月17日午前9時～正午
- 鬼脇公民館

◎鷲泊地区

- 4月17日午後1時～5時
- 4月18日午前9時～正午
- 鷲泊開発センター

国民年金だより

保険料が改定されます 四月から六千二百二十円に

国民年金は、加入者の方が年をとつたり、不幸にして思いがけない事故や病気で障害者や母子世帯となつたときに、年金によって生活の安定を図ることを目的としています。

このような年金を支給するために必要な財源は、加入者の方が納める保険料と国の負担金（給付費の三分の一）などによつてまかなわれています。現在、年金受給者の増加などによって、年金を支給するための財源は、毎年増え続けております。国民年金制度を健全に維持運営していくために、保険料を改定しますが、改定にあたっては、加入者の方の急激な負担増をさけ、段階的に引き上げることとしておりますのでご理解願います。このため四月からの保険料は、一ヵ月六千二百二十円になります。

前納できます

国民年金の保険料は、四月分から翌年の三月分までを一括して前納できます。

※納め忘れの保険料は今月中に

国民年金に加入のみなさん、保険料の納め忘れはありませんか。

今年は昭和五十八年度の保険料の最終納期となつていて、今まで納め忘れないか、いま一度お手もとの納付書（領収書）をお確かめください。

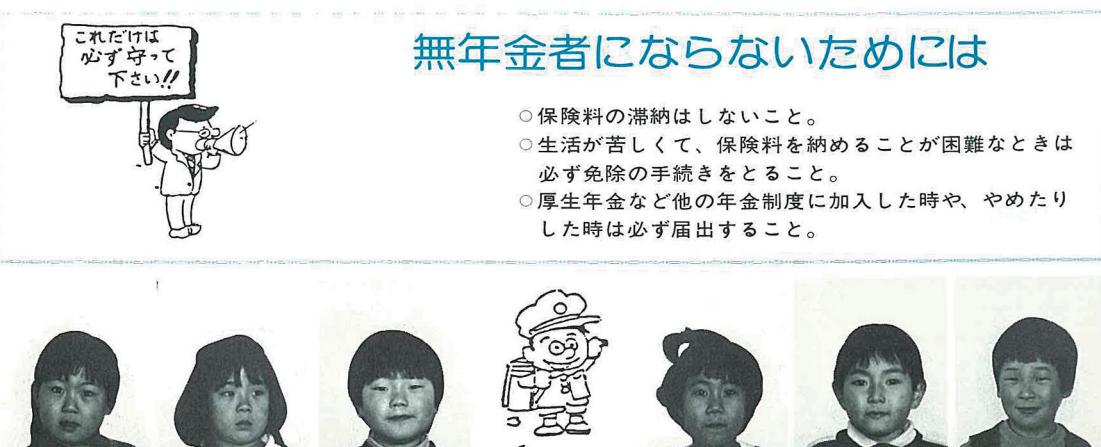


これだけは必ず守って下さい!!



無年金者にならないためには

- 保険料の滞納はしないこと。
- 生活が苦しくて、保険料を納めることが困難なときは必ず免除の手続きをとること。
- 厚生年金など他の年金制度に加入した時や、やめたりした時は必ず届出すること。



建築物の確認申請について

利尻町には、建築基準法に定められている区域があります。

次の区域内に、建築物を新築、増築、改築、移転する場合には、事前に建築主事の確認を受けなければなりません。

工事に着手する前に施工業者または役場とご相談下さい。

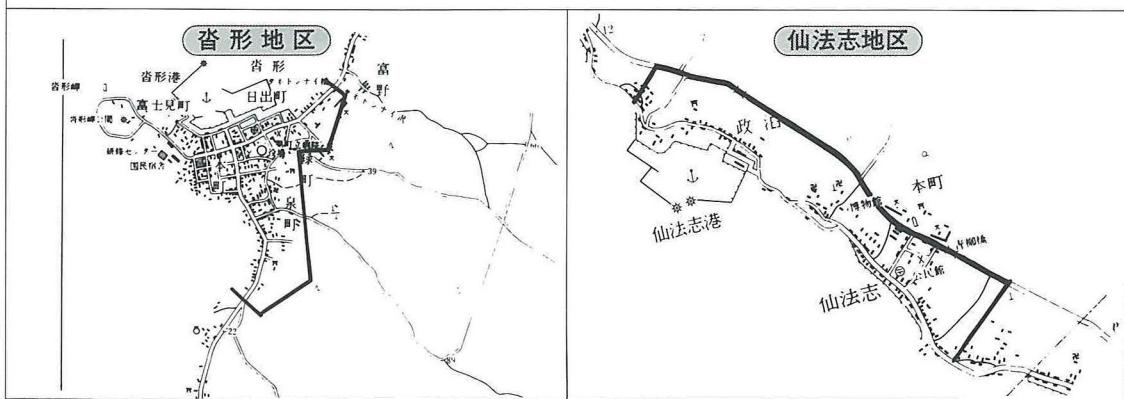
(建設課)

■確認を必要とする区域

◎杏形地区……泉町の一部、本町、緑町、富士見町、日出町の全域（泉町元山林主事官～市街～タネトンナイ橋）

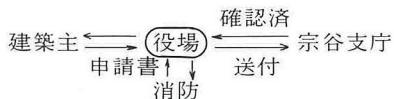
◎仙法志地区…本町全域、政治一部

（本町・元村境界（診療所）～政治開発事務所）



■確認申請の流れ

○着工前



確認がおりるまで、10日間前後かかるので早
目に提出するようにして下さい。

○完了時



■確認申請時には、次の書類を提出しなければなりません

①申請書（正・副各1部）

②建築計画概要書

③工事届

①②③役場にあります。一組 200円

④図面……附近見取図、配置、各階平面図、仕上表各3部、立面図、各伏図等。

⑤収入証紙ちょう付用紙（証紙を貼った後、割印する事）

■確認申請の注意事項

- 無確認で建築物を建築しますと工事の中止、撤去等があり得ますので申請をし、確認を得てから工事を着工すること。
- 事前着工のないように！
(工事着工してから確認申請を提出する方があります。この様なことのない様、充分注意し、申請は早目に行って下さい)
- 申請図面どおり建築すること。着工前に建坪、間取り等を充分検討したうえで申請を出し、後で変更する時には、再度申請を出す様にして下さい。
- 工事現場には、必ず確認済の標示板を掲示すること。（標示板は、役場にあります。1枚 200円）
- 工事が完了したら、すぐ完了届を提出すること。



(工事中の注意事項)

家の新築、改築等の工事を実施する場合には次の点に十分注意して下さい。

◎敷地と道路等の関係

道路沿いに建てる場合には、

特に道路敷地と民有地との境界に注意して下さい。又、敷地内に道路用地がある場合もあり建築される場合には、一度、町の連絡図等で確認して、後でトラブルのない様にして下さい。

◎家庭排水には、必ず汚水マスを!

現在は家庭排水を直接側溝等に流すことはできませんので、新築される場合には、必ず汚

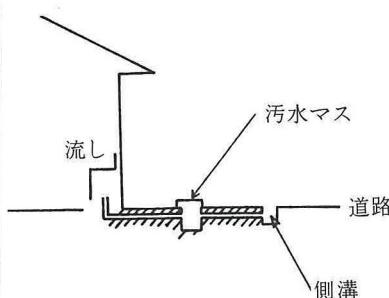
水マス等を設け、上水だけを流すなどの措置をして下さい。又、水洗便所の放流は認めていませんので便所は、必ずくみ取りにして下さい。

◎工事に伴う道路占用について

道路又は、歩道等の一部を占用して工事をする時には、役場へ道路占用届を提出して許可をうけて下さい。又、通行人等にかけがのない様、注意を払い工事をして下さい。道路上に無断で建築資材等（木材、砂等）を置きますと交通のじやまになりますので注意して下さい。

◎水道管等の破損について

道路沿に建築される場合は、根掘等の際に、水道管には充分



〃全体の72%は取扱い上の不注意〃

プロパンガスは、私たちの身近かなエネルギーとして日常生活に欠かせないものですが、その取扱い方を誤ると大事故につながります。プロパンガスの事故防止のため次のこととに注意しましょう。

① 点火の際は、着火の有無を必ず目で確認しましょう。
② 未使用のコックには、ゴムキヤップを取り付けましょう。

プロパンガスの事故防止

◎飲食店、旅館、病院等に設置のプロパンガス用の燃焼器については、昭和56年7月1日から、原則としてプロパンガス用のガス漏れ警報器の設置が義務付けられました。ただし、既存のものは、三年間の猶予期間があります。

◆多い事故例(今一度点検を…)

A元せん、コックの扱いミス	Bゴムホース関連ミス

C点火ミス	D立消え(煮こぼれ、ふきこぼれ)
-------	------------------

落雪による
プロパンガスの
事故を防ごう

火事を出すのも防ぐのもあなたです

春の全道火災予防運動

4月20日～5月10日まで



あなたと保健室

「結核を予防しましよう」

昔の病気というように考えられている結核の話を出して、少し奇妙に思われているかも知れませんが、利尻町も毎年新しい患者さんが出ていている御存知でしょうか。結核は伝染病である以上、他人事にはできません。

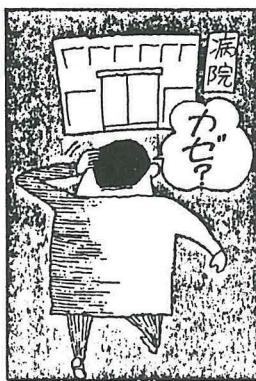
そこでもう一度、この病気を見直してみようと思うのです。

「結核は減ったとはいえ」

二わい病気です

かつては死因の第一位であり、亡国病といわれた結核ですが、ストレプトマイシンやヒドロジドなどの薬が登場し、現在では死因の十三位になりました。しかし、今でも他の人に移す可能性のある患者は全国で二四万人にものぼり、新たな患者は毎年七万人にもいるのです。利尻においても毎年一人～二人の患者さんが出ています。

誰もが、突然に結核におそわれる可能性をもっています。私たちが感心になるにつれて、かえって静かに広がっていくように思われます。



確かに結核自体で死亡する人は少なくなりましたが、結核も重症になると結核そのものは治つても、こわれた肺は元どおりにならず、肺の働きが不充分なために死ぬことが多いのです。だからいい薬が出来たから心配ない、といつて中途途な治療をしたり、結核を甘くみているのは大きな間違いです。

「自覚症状」

どの病気でもそうですが、早期発見が大切です。そこで最近の結核の特徴と対応について話してみましょう。

自覚症状＝多い順に並べると、咳・疲労感・発熱・タン・体重の減少・

くなつてきていると話しましたが、先程、薬によつて死ぬ人が少なくなっています。

確かに結核自体で死亡する人は少なくなりましたが、結核も重症になると結核そのものは治つても、こわれた肺は元どおりにならず、肺の働きが不充分なために死ぬことが多いのです。だからいい薬が出来たから心配ない、といつて中途途な治療をしたり、結核を甘くみているのは大きな間違いです。

したがつて、もし「カゼのようない状態」が二週間も続いたら、必ず受診することです。

今年の住民検診は、中年以降は特に注意を

今年の住民検診は、四月二十五、二十六、二十七、五月七、八日です

になります。こうしてみると、結核特有の症状というものはないという事が分かります。実際に、患者さんには聞いても、カゼと思つていたというのが大半です。

したがつて、もし「カゼのようない状態」が二週間も続いたら、必ず受診することです。

現在四十五歳以上の人の七、八割は、若いころに自然感染しているから心配ないといつて、ひどくなるまで放つておく人や、薬を自分勝手に判断して飲まなかつたり、三種類あるうちの一種類だけにしてしまつたりして、薬に対しては、心労、過労、食事不規則、睡眠不足、活動制限などで、全体の八割を占めています。そのため不規則な生活に注意する必要がります。最後に結核は治つても、穴だらけの肺になつて、命を落してしまつようです。

予防と早期発見＝予防方法としては、BCGの接種を受けておくこと。BCGを受けていないのにツベルクリン反応が陽性だった時は薬を飲んで発病や悪化をおさえます。

結核菌は大変しつこく、密閉されたびんの中でも十二年間も生き続ける位です。再び菌が目をさますないようにしましょう。



健康は
明るい家庭の
第一歩です

保健婦 平野・記

国民宿舎大浴場 休業のお知らせ

一、期間
四月十日～五月十日

二、入浴時間
午後四時～午後八時まで

三、入浴日
奇数日…女性
偶数日…男性

四、入浴料金
大人…二四〇円
小人…一六〇円

○利尻町老人福祉センター浴場
申告内容

日頃、町民の皆様には、国民宿舎をご利用くださいましてありがとうございます。このたび、脱衣室の拡張工事をよび屋根の改修工事を実施する」となり、町民皆様方に、たいへん、ご不便をおかけしますが、四月十日から五月十日までの一ヶ月間、浴場は休業させていただきます。

なお、その間、利尻町老人福祉センター浴場を左記のとおり、利

用していただきこととしましたので町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎利尻町老人福祉センター浴場
申告を忘れていたとか「申告したが内容に誤りがあった」という人もいるかと思います。
そこで、これらの場合の手続きについて説明しましょう。

（確定申告を忘れていたとき）
確定申告をしなければならない人が申告書の提出を忘れていたときは、すぐに確定申告をしてください。



税務だより

で、なるべく早く手続きされた方が有利です。

（税額を多く申告していたとき）

申告した税金が多かったことに

気付いたときは、正しい金額にするために「更正の請求」をするこ

とができます。

この更正の請求ができるのは、申告期限から一年以内ですので、昭和五十八年分については、昭和

六十一年三月十五日までとなります。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討して、その

内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金を還付することになつていています。

（期限後申告、修正申告や更正の

請求のための各用紙は税務署に用

意しております。

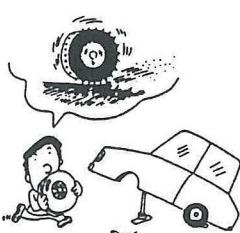
これらの手続きなどについて分

からない点がありましたら、最寄りの税務相談室か税務署でご相談ください。

雪が消えたら

『スパイクタイヤの使用はやめよう

雪のない道路での使用は、
○制動距離が長くなります。
○舗装路面を傷めます。
○騒音を発し、沿道住民にめいわくをかけます。



子供をつくらない夫婦が増えて
いるようです。育てるのが面倒だ
育児以外にしたいことがたくさん
ある、どんな子になるか分からな
いので心配だ、などというのがそ
の理由です。

しかし、自分たちを信頼しきつ
ている幼児、日に日に大きくなつ
ていく子供たち、その成長の姿を
見ているのは楽しいことです。そ
してまた、子供は無条件にかわい
いものです。

何のために子供を産み、育てる
のか、これは難しい質問です。し
かし一度はじっくり考えるべきで
す。

家名を絶やさないために、自分
たちの老後を見てもらうために、
以前はこのような理由が挙げられ
ました。自分ができなかつたこと
をこの子供にやってもらいたい、
自分の仕事の後継ぎになつて欲し
供を育てている間に親自身も人間



親にとつて子供とは何なのか

詫 摩 武 俊

これが親の務めではないかと思
います。
子供には子供の人生があります。
子供の人生の最後まで見届けるこ
とは一般にはできません。子供に
与えたもののすべては決して親に
は帰ってきません。親と子の貸借
関係はつねに親の側の赤字に終わ
ります。



子供は確かに自分たちがつくっ
たものですが、生まれた日からす
でに別の個体です。独りで動き、
呼吸し、やがて自分の意志や感情
をもつようになります。子供が心
身ともに一人前になり、もって生
まれたものを十分に發揮できるよ
うに、無償の愛を注いでいくこと

子供は確かに自分たちがつくっ
たものですが、生まれた日からす
でに別の個体です。独りで動き、
呼吸し、やがて自分の意志や感情
をもつようになります。子供が心
身ともに一人前になり、もって生
まれたものを十分に發揮できるよ
うに、無償の愛を注いでいくこと

子供は、成長して親のもとから
離れていきます。さびしいことで
すが、親はそれに耐え、子供の無
事な成長を祈りながら、ともに過
ごした共通の思い出を基礎に、与
え、受け取るという縦の関係では
なく、親しく信頼し合える人間同
士の関係をつくっていくようにし
ます。



季節労務者を慰問する

去る二月七日から十五日まで助
役と住民課長が十四事業所、一八
〇名の方々と懇談して来ました。

みなさん元気で、懇談の中でも
利尻町故里の事を心配し「今夏の
ウニ、昆布の発育状況はどうです
か?」「利尻町の方々、どうですか
が?」「など和やかな一時を過ご
しました。

企業側も利尻町の人達は半齢的
に若く、眞面目で働き者です」と信
用されておりました。



保健だより

出張受付日程表

月 日	地 区	時 間	場 所
4. 18	栄 浜	午前9:00~10:00	栄浜自治会館
"	新 漢	午前11:10~11:50	新漢自治会館
"	種富町2・3	午后1:10~2:40	種富町第3自治会館
"	種富町1・富野	午后2:50~3:30	種富町第1自治会館
4. 19	日の出町・緑町	午前9:00~12:00	利尻町保健福祉館
"	富士見町・港町・本町	午后1:10~4:00	利尻町商工会
4. 20	蘭 泊	午前9:00~10:00	蘭泊自治会館
"	神居第1	午前10:05~11:10	神居第1自治会館
"	神居第2	午前11:15~12:00	神居第2自治会館
"	泉 町	午后1:10~3:30	泉町自治会館
4. 23	久 連	午前9:00~10:30	久連自治会館
"	長 浜	午前10:40~12:00	長浜自治会館
"	神 磯	午后1:10~2:30	神磯自治会館
"	政 泊	午后2:40~4:00	政治自治会館
4. 24	元 村	午前9:00~10:30	元村自治会館
"	御 崎	午前10:40~12:00	御崎自治会館
"	本 町	午后1:10~4:00	仙法志寿の家

例年、実施しております国民健康保険被保険者証の確認を次の日程により実施致しますので、家族等に異動がある場合は、忘れずに手続きして下さい。

国民健康保険被保険者証の確認事務について



「国民健康保険の手続き」

—資格と手続き—

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときは、世帯主は14日以内に届出をしなければなりません。

◎届出がおくれていると……

国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によってはじめてわかります。したがってこの届出がおくれると、いろいろな面で困ることになります。

- 1、病気やけがをした場合、保険治療が受けられません。
- 2、届出がおくれればおくれるほど保険税がさかのばって納めなければならぬので負担を強く

感じます。

◎こんなときには手続きを

1、国保にはいる場合
① 転入したとき
② 職場等の健康保険をやめたとき

③ 子供が生まれたとき
④ 生活保護をうけなくなつたとき

⑤ 転出するとき
⑥ 職場の健康保険にはいったとき

⑦ 死亡したとき
⑧ 生活保護をうけるようになつたとき

⑨ 死亡したとき
⑩ 遺族の方は支払い不容易
⑪ 三万円の委託料を、町が支払いしております。

窓口の来訪から

不幸にして人が死亡したとき、火葬場使用料については、町に納付することは知っていますが、火葬していたら手数料はどうになっていますか？

幾らお札いをしたらよろしいでしょうか。お聞かせ下さい。

ご承知のように町の条例に基づき火葬場を使用する場合は町長の許可を受け年令により使用料を全額することになります。

(特別の理由により使用料の全部、又は一部を免除することもあります)。



火葬手数料については町が火葬場の管理人を委嘱し、一件につき三万円の委託料を、町が支払いしております。

したがつて遺族の方は支払い不容易

なくとも、よいことになつております。



保健だより

「明日の幸福、明るい家庭は健康第一」

= 健康診断は必ず受けましょう =



- ①ホック類がついている物は脱衣しなければなりませんのであらかじめこれらない物を着用して下さい。
- ②この検診は、結核予防法により必ず受けなければなりません。
- ③精密検査を必要とする方には後日個人宛通知します。

利尻町と稚内保健所では、昭和59年度のレントゲン車による無料結核検診を次の日程で実施しますので該当者は必ず受診しましょう。

◎対象者

一般住民（但、小学校一年生、中学校二年生ツベリクリン陽性者を含む）

◎検診料 無料です。

◎その他

レントゲン撮影実施日程表

月 日	曜 日	時 間	場 所	月 日	曜 日	時 間	場 所
4 . 25	水	午前 9:00~9:50	脊形 小学校校舎	4 . 27	金	10:30~11:00	惣 万 組 前
〃	〃	9:55~10:40	利 尻 町 保 健 館	〃	〃	11:10~11:50	田 尻 忠 司 宅 前
〃	〃	10:45~11:45	稚 内 保 健 所 利 尻 支 所	〃	〃	午后 1:20~1:40	葛 西 三 郎 宅 前
〃	〃	午后 1:10~2:20	依 田 京 子 宅 前	〃	〃	1:55~2:25	石 上 武 宅 前
〃	〃	2:30~3:00	不 破 保 宅 前	〃	〃	2:35~3:00	菅 原 秀 夫 宅 前
〃	〃	3:10~3:40	利 尻 電 業 裏	〃	〃	3:10~3:30	松 谷 威 和 宅 前
〃	〃	3:50~4:20	利 尻 歯 科	5 . 7	月	午前 9:20~9:40	久 保 田 広 一 宅 前
4 . 26	木	午前 9:20~9:35	福 原 勇 夫 宅 前	〃	〃	9:50~10:20	久 連 小 前
〃	〃	9:45~10:00	入 講 正 一 宅 前	〃	〃	10:30~10:50	工 藤 与 三 郎 宅 前
〃	〃	10:10~10:30	能 村 勇 宅 前	〃	〃	11:00~11:20	畠 宮 加 工 所 横
〃	〃	10:40~11:10	新 湊 小 学 校 前	〃	〃	11:30~12:00	藤 井 信 幸 宅 前
〃	〃	11:15~11:50	新 湊 自 治 会 館	〃	〃	午后 1:10~1:40	原 崎 保 宅 前
〃	〃	午后 1:20~2:00	新 湊 荷 挑 所	〃	〃	2:05~2:45	加 藤 孝 三 郎 宅 前
〃	〃	2:15~2:45	加 藤 孝 三 郎 宅 前	〃	〃	3:00~3:20	仙 法 志 漁 組 前
〃	〃	3:00~3:10	山 本 敏 宅 前	5 . 8	火	午前 9:30~10:20	藤 井 庄 太 郎 宅 前
〃	〃	3:15~3:45	利 尻 町 砕 石	〃	〃	10:30~11:50	(仙 法 志 小 中 生 徒) 公 民 館 前
〃	〃	3:50~4:20	後 藤 吉 春 宅 前	〃	〃	午后 1:20~1:50	町 村 春 二 宅 前
4 . 27	金	9:10~9:40	脊 形 漁 組 前	〃	〃	2:05~2:35	中 川 俊 治 宅 前
〃	〃	9:50~10:20	宗 谷 バ ス 前	〃	〃	2:50~3:20	高 橋 東 一 郎 宅 前
				〃	〃	3:35~4:00	町 村 幸 司 宅 前
							三 上 晃 太 郎 宅 前



結 核 検 診 の 実 施

さわやか君

西村 泉



免許更新日の変更について

沓形警察官駐在所において、毎週木曜日、午前中に免許の更新を実施しておりますが、五月三日(木)の免許更新日が祭日のため五月四日(金)に変更いたします。

沓形警察官駐在所

氏名 保護者続柄 住所
小野知恵子 芳彦 長女 日出町 $\frac{1}{2}$ %
柴田 幸子 諭 二女 日出町 $\frac{2}{6}$ %
高島 健太 幸一 長男 種富町 $\frac{2}{3}$ %
井田 圭太 幸吉 長男 富士見町 $\frac{1}{13}$ %
国分明日佳 満 長女 泉町 $\frac{1}{29}$ %

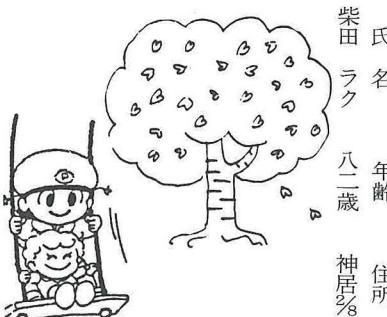


お誕生おめでとうございます

おくやみ
申し上げます



自2月1日
至2月29日



沓形字神居 柴田正志様から
母ラク様の香典返しを廃して
(利尻町社会福祉協議会)

このたび次の方から愛情銀行に
金一封が預託されましたので、紙
上を借りてお礼申し上げます。

ご厚意に感謝します



皆さんの苦情や要望を行政に反映を!

ふだんの生活で、何か不便を感じていること、行政上の苦情、要望、意見を聞いて、問題の解決に努力し皆さんによりよい行政を目指しています。

「行政相談」は、あなたの生活に行政をつなぐパイプであります。明るく住みよい社会をつくるために「行政相談」をご利用ください。

◎どんなことを相談するのか。
恩給、年金登記、国税、保険、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通、公営住宅、河川、公害、一般

口頭、電話、手紙で行政相談委員にお申し出下さい
▼行政相談委員

利尻町沓形字富士見町
荒木健三

電話 四一一〇一八

